仕様書

1. 件名

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業/成立性調査

2. 目的

我が国が強みを有するS+3E(安全性、安定供給、経済性、環境適合)の実現に資する技術を対象に、 我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外 での普及に結び付ける。この取組を通じて、我が国のエネルギー関連産業の国内外への展開、国内外のエ ネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献する。

本調査では、提案する事業が上記国際実証事業として成立し得るかを検証する。

3. 調査項目

以下の項目に従って委託業務実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し、調査・検討を行う。以下はあくまでも項目の提示であり、実施計画書に記載する計画には提案書の内容を正確に取り入れ、調査の方法も含めた具体的な内容とすること。また、調査報告書に記載する内容は、できる限り客観的・定量的なデータによって裏付けすること。なお、既に自社で調査を終えている等により不要な項目があれば、NEDOと協議の上、本事業の調査目的に沿う項目と置き換えることができるものとする。

1) 対象技術の妥当性検討

①対象技術の必要性調査

関係する対象国のエネルギーの需要・消費、インフラの状況等を調査して相手国における対象 技術のニーズを明らかとすること。また、相手国のエネルギー・産業の政策・制度や、日本との 関係を整理し、両国の政策と計画する実証研究との整合性を明らかにすること。

②対象技術の有効性調査

提案する技術が①で調査した相手国のニーズを満足することを定量的に示すとともに、対象技術の競合技術や代替技術に対する優位性及び競争力(現状及び将来見通し)についても調査すること。また、提案した技術課題について詳細に検討し、その解決に実証研究が有効であること、公的資金を用いることが適切であることを示すこと。

2) 実証研究計画の作成

①相手国企業・実証サイト

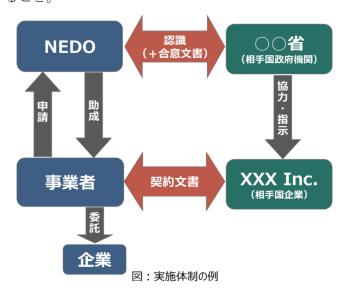
実証研究を共同で実施する相手国企業及び実証を実施する場所(実証サイト)の候補を複数抽

出し、各候補について、事業内容、拠点、財務状況、人材などを調査すること。各候補と協議する際は、本調査段階では、実証研究の実施は確定していないことを説明すること。ただし、相手国企業に実証研究の支援を表明していただくことを妨げるものではない。調査結果を比較検討し、実証研究を実施するのに最適だと考える候補を、それぞれ理由とともに提示すること。

②実施体制

実証研究を進めるにあたり、それぞれの機関がどのような役割(金銭的な負担を含む)を担うのかを踏まえて体制を構築し、図式化して示すこと。実証設計及びフォローアップ(実施する場合)の実施体制と異なる場合は、それらも図式化すること。

検討にあたっては、「国際実証研究費助成金交付規程」「実証設計以降の実施内容及び手続説明」等の記載内容を十分に確認すること。また、NEDOのカウンターパートとなる相手国政府機関等の候補を検討し、理由とともに提示すること(合意文書(MOU等)の締結を希望しない場合も必須)。所管が複数組織に跨る場合は、それらを比較検討したうえで、最適だと考える機関を1つ選び、理由とともに提示すること。



③実証研究等のスケジュール

実証設計、実証研究、フォローアップ(予定している場合)の各フェーズにおいて、いつまで に誰が何をするかを検討し、取りまとめる。

④実証研究等に関わる所要額

「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」を参照し、国際実証研究費助成 金交付規程様式(様式第1の別紙2)を用いて実証研究に必要な予算案を作成すること。

(マニュアル) https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf

(様式) https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokusai_josei_koufukitei_yoshiki.html 本予算案の作成は必要経費の規模を把握することが目的であり、NEDOとして支援を約束するものではなく、実際に実証研究を行う場合には、改めて、積算の妥当性、支援対象となる費用の範囲等を審査することとなる。

⑤実証研究実施中及び終了後の実証設備

実証設備を誰が所有するか、どのような費用がかかるかについて、実証研究の期間及び終了後のそれぞれについて検討すること。

- ・ 実証設備のうち、国際実証研究費助成金交付規程第16条第1項に規定する処分を制限される 取得財産の有無
- ・ 実証研究の期間及び終了後のそれぞれにおける上記取得財産の取扱い (所有者、使用者、使用 方法など)
- ・ 上記取扱いとすることと事業モデル(普及展開)との関係
- ・実証研究の期間及び終了後に課される可能性のある固定資産税、法人税、付加価値税等の有無
- · 上記取得財産等が恒久的施設(PE)として判定される可能性の有無
- ・ 実証設備の運転やメンテナンスに係る費用

3) 実証研究で目指す成果目標

実証研究を通じて解決する技術的な課題(日本国内で実証することでは得られない知見を含む)を明確にし、国内外の技術動向及び市場動向及び対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、成果目標を定量的に設定すること。また、対象技術の普及に資する相手国・地域での支援政策や制度又は標準化・規格化、あるいは、人材育成、企業の認知度向上など、実証研究を通じて達成したい成果目標があれば、可能な範囲で定量的に説明すること。

4) 実証研究の実施に必要な手続

実証研究の実施に必要な手続(以下は例)について調査・検討し、取得が困難なもの、取得に長期間を要するものが無いことを確認すること。

- ・許認可の種類と取得方法
- ・適合が必要な標準・規格や認証制度
- · 輸送 · 通関手続
- ・安全保障輸出管理(日本の外国為替及び外国貿易法)
- ・課される可能性がある税、申告・納付の手続
- ・実証研究に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
- ・実証研究を所管する官庁の特定
- ・その他、必要と考えられる事項

5) 実証研究期間中のリスク管理

NEDOが提供する「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」のリスク管理シートを用いて、実証研究におけるリスクを特定して対応策を検討すること。リスク管理シートは、実証設計公募時の提出資料の一部となる。

6) 対象技術の普及可能性

NEDOが提供する経済性評価関連資料を用いて、以下について検討すること。

①事業環境·事業戦略

3 C、STP、4 Pなどの分析手法を用い、実証研究終了後の事業戦略を検討すること。

②事業体制

実証研究終了後の想定する顧客を踏まえた事業体制を検討すること。

③事業の収益性

実証研究で対象とする技術、システム、製品、サービスの供給者の事業収益性及び、需要者の メリットを定量的に検討すること。資金調達計画についても検討すること。

④目指す普及の姿

中長期的な販売計画、目指す市場におけるプレゼンス(目標シェア)等について、競合相手の分析結果を踏まえて検討すること。

4. 事業期間

NEDOが指定する日から原則1年以内

5. 予算額

2千万円以内/件

6. 調査報告書/中間調査報告書

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引」及び「NEDO-PMS事業者向け操作マニュアル(委託業務編)」を遵守の上、電子ファイル一式を、所定の期日までにNEDOプロジェクトマネジメントシステムで提出すること。

1)提出期限

調査委託契約約款に従う。

2) 提出内容

- ① 和文調査報告書本文・和文中間調査報告書本文 (PDFファイル形式) **1
- ② 和文報告書概要 (パワーポイントファイル形式) **2**3
- ③ 和文要約書 (テキストファイル形式) *2
- ④ 英文要約書 (テキストファイル形式)
- ※1 調査報告書は、成果物としてNEDOへ提出する原則1カ月前までにドラフト版を提出すること。
- ※2 中間調査報告書の場合は不要。
- ※3 公募の際にパワーポイントで作成した提案書類を本調査の結果を踏まえて更新のこと。なお、相手国政 府機関等に成果を説明するためにNEDOが要請した場合は、英語版も作成すること。

7. 調查実施方法

- ・ 対象国・地域の選定については、外務省海外安全情報の危険情報(感染症危険情報は含まない)において、レベル2(不要不急の渡航は止めてください)以上に指定されている国・地域は除く。また、事業の開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止する場合がある。
- ・ 文献やインターネットを用いた調査に加え、現地関係者へのヒアリングや意見交換(オンライン含む) 等を実施し、日時、場所、対象者(氏名、役職名)、調査結果の詳細を記載した議事録等を原則作成 する。相手国企業との合意や普及先候補企業等からの意思確認は原則、書面にて行う。

- ・ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDOから依頼があった場合は提出する。
- ・ NEDOが調査の実施状況を把握できるよう、定期的(月1回程度を基準とするが、NEDO担当者との間で実施状況に応じて決定)にNEDOへ報告し、必要に応じて打ち合わせを行う。報告資料は原則日本語(原資料が外国語の場合は日本語訳)で作成し、打ち合わせについては議事録を作成し、その内容についてNEDOの確認を得る。ただし、重要な局面において変化が生じた時などは、定期報告に拠らず、速やかにNEDOに報告する。
- ・ 海外現地調査の際は、事前にNEDOと対処方針を共有し、調査結果をすみやかに共有する。
- ・ 現地の調査やヒアリングについては、NEDO担当者が同行する場合がある。対象国を所管するNE DO海外事務所がある場合は、渡航する際に、できるだけNEDO海外事務所へ連絡する。
- ・ NEDOが相手国政府機関と協議する際の同席や、各種イベント等での発表を依頼することがある。
- ・ 現地への渡航については、外務省海外安全情報(危険情報及び感染症危険情報)を参考にし、社内規 定により慎重に判断する。
- ・ 万が一、事故・事件等が起きてしまった場合の緊急連絡体制を日頃から整備し、NEDOと共有して おく。
- ・ NEDOは、調査委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、調査委託契約約款第4条第2項に基づき委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。この場合、書面、メール等の記録に残る方法により、同条項に基づく指示である旨を明示して指示をする。
- ・ 実施計画に沿って成立性等調査が実施できるよう、相手国企業担当部分を含む事業全体のスケジュールの管理やコストの管理、各種書類の検査・確認を実施する。
- ・ 事業の遅延や実施上の課題が発生した際は、相手国企業とよく協議し、課題解決に向け全力を尽く す。実施計画書に記載された調査のスケジュールが遵守できない可能性が生じた時は、早急にNED Oへ報告する。NEDOの承認なく調査のスケジュールを遅らせてはならない。

8. 成果報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、中間進捗確認会での報告、国内 及び相手国における成果報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼すること がある。(委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出。)

以上